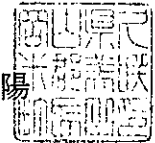


提 案 書

令和7年6月2日

美咲町議会議長 松 島 啓 様

美咲町長 青 野 高 陽



次の議案を提出するから、議会において承認、議決及び同意を経てください。

記

- 議案第68号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第69号 美咲町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例の一部を改正する条例
- 議案第70号 美咲町三保ライスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 議案第71号 美咲町片上鉄道沿線交流センター「月の輪プラザ」条例を廃止する条
例
- 議案第72号 令和7年度美咲町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 岡山県中部環境施設組合規約の変更に関する協議について
- 議案第74号 岡山県中部環境施設組合の解散に関する協議について
- 議案第75号 岡山県中部環境施設組合の財産処分に関する協議について
- 議案第76号 美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱について
- 議案第77号 美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱について
- 議案第78号 美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱について
- 議案第79号 美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱について
- 議案第80号 美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱について
- 報告第1号 令和6年度美咲町一般会計予算繰越明許費繰越報告について
- 報告第2号 令和6年度美咲町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第3号 令和6年度非強制徴収債権に係る債権放棄の報告について

議案第 6 8 号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

美咲町長 青 野 高 陽

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

提案理由

令和 7 年度美咲町住宅新築資金等貸付事業特別会計において、歳入歳出予算を補正する必要が生じたが、美咲町議会を招集する時間的余裕がないため、令和 7 年 5 月 3 0 日専決処分を行ったもの。

専決第3号

専 決 処 分 書

緊急を要し美咲町議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年度美咲町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年5月30日専決

美咲町長

青野高陽



令和 7 年 度

美 咲 町 歳 入 歳 出 補 正 予 算 書

岡 山 県 久 米 郡 美 咲 町

目次

1. 美咲町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）	1
--------------------------------------	---

美咲町住宅新築資金等 貸付事業特別会計

令和 7 年度 美咲町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度美咲町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0, 9 4 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1, 7 6 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 諸収入		299	10,945	11,244
	2 貸付金元利収入	299	10,945	11,244
歳 入 合 計		815	10,945	11,760

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繰上充用金		0	10,945	10,945
	1 前年度繰上充用金	0	10,945	10,945
歳 出 合 計		815	10,945	11,760

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 諸収入	299	10,945	11,244
歳 入 合 計	815	10,945	11,760

歳 出

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 繰上充用金	0	10,945	10,945			10,945	
歳 出 合 計	815	10,945	11,760			10,945	

2 歳 入

(款) 4 諸収入

(項) 2 貸付金元利収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 貸付金元利収入	299	10,945	11,244	1 貸付金元金収入	9,446	住宅新築資金滞納繰越分回収元金 5,935 住宅改修資金滞納繰越分回収元金 893 宅地取得資金滞納繰越分回収元金 2,618
				2 貸付金利子収入	1,499	住宅新築資金滞納繰越分回収利子 955 住宅改修資金滞納繰越分回収利子 111 宅地取得資金滞納繰越分回収利子 433
計	299	10,945	11,244			

3 歳 出

(款) 4 繰上充用金

(項) 1 前年度繰上充用金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1前年度繰上充用金	0	10,945	10,945			10,945		21 補償、補填及び賠償金	10,945	繰上充用金10,945
計	0	10,945	10,945			10,945				

議案第 6 9 号

美咲町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

美咲町長 青 野 高 陽

美咲町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例

美咲町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年美咲町条例第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 条を加える。

（変更契約で議会の議決に付することを要しないもの）

第 4 条 第 2 条の規定により議会の議決に付して締結した契約を変更する契約で、当該変更により増額し、又は減額する金額が当該変更前の契約の契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以内のものについては、議会の議決に付することを要しない。ただし、契約金額の増額については、1, 0 0 0 万円を限度とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

工事の早期完成を図るため。

議案第 70 号

美咲町三保ライスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

美咲町長 青 野 高 陽

美咲町三保ライスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例

美咲町三保ライスセンター設置及び管理に関する条例（平成 26 年美咲町条例第 18 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

指定管理期間が終了し、地元法人による買取りの申出があり、普通財産に変更するため、本条例を廃止するもの。

議案第 7 1 号

美咲町片上鉄道沿線交流センター「月の輪プラザ」条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

美咲町長 青 野 高 陽

美咲町片上鉄道沿線交流センター「月の輪プラザ」条例を廃止する条例

美咲町片上鉄道沿線交流センター「月の輪プラザ」条例（平成 1 8 年美咲町条例第 3 5 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 2 月 1 日から施行する。

提案理由

施設本来の役割を終えたため、条例を廃止するもの。

令和 7 年 度

美 咲 町 歳 入 歳 出 補 正 予 算 書

岡 山 県 久 米 郡 美 咲 町

目 次

1. 美 咲 町 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 1 号 ）	1
--	---

美 咲 町 一 般 会 計

令和 7 年 度 美 咲 町 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)

令和 7 年度美咲町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 6 , 2 2 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 , 2 8 0 , 7 8 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

上 記 の 議 案 を 提 出 す る 。

令和 7 年 6 月 2 日

美咲町長 青 野 高 陽

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金		905, 383	753	906, 136
	1 国庫負担金	534, 027	481	534, 508
	2 国庫補助金	368, 435	272	368, 707
16 県支出金		710, 589	590	711, 179
	3 県委託金	45, 392	590	45, 982
19 繰入金		622, 962	14, 879	637, 841
	1 基金繰入金	607, 024	14, 879	621, 903
21 諸収入		205, 223	10, 000	215, 223
	9 雑入	185, 688	10, 000	195, 688
歳 入	合 計	11, 254, 563	26, 222	11, 280, 785

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		2,078,641	12,302	2,090,943
	1 総務管理費	1,794,115	3,500	1,797,615
	2 徴税費	155,591	8,802	164,393
4 衛生費		1,002,840	1,608	1,004,448
	1 保健衛生費	634,740	1,286	636,026
	3 健康増進対策費	30,724	322	31,046
6 農林水産業費		1,287,790	371	1,288,161
	1 農業費	1,234,706	371	1,235,077
7 商工費		86,397	10,929	97,326
	1 商工費	86,397	10,929	97,326
10 教育費		845,282	1,012	846,294
	1 教育総務費	153,669	590	154,259
	2 小学校費	191,106	422	191,528
歳 出	合 計	11,254,563	26,222	11,280,785

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金	905,383	753	906,136
16 県支出金	710,589	590	711,179
19 繰入金	622,962	14,879	637,841
21 諸収入	205,223	10,000	215,223
歳 入 合 計	11,254,563	26,222	11,280,785

歳 出

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	2,078,641	12,302	2,090,943				12,302
4 衛生費	1,002,840	1,608	1,004,448	753			855
6 農林水産業費	1,287,790	371	1,288,161				371
7 商工費	86,397	10,929	97,326			10,929	
10 教育費	845,282	1,012	846,294	590			422
歳 出 合 計	11,254,563	26,222	11,280,785	1,343		10,929	13,950

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 衛生費国庫負担金	22,851	481	23,332	2 保健衛生費負担金	481	母子保健衛生費 481
計	534,027	481	534,508			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

4 衛生費国庫補助金	7,259	272	7,531	1 保健衛生費補助金	272	マイナンバー情報連携体制整備事業補助金 214 子宮頸がん検診におけるHPV検査単独法導入に伴うシステム改修事業補助金 58
計	368,435	272	368,707			

(款) 16 県支出金

(項) 3 県委託金

10 教育費県委託金	1,758	590	2,348	1 教育総務費委託金	590	教科指導支援事業 100 夢への原動力構築事業 490
計	45,392	590	45,982			

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 基金繰入金	607,024	14,879	621,903	1 基金繰入金（特定財源）	929	観光振興基金繰入金（特財） 929
				2 基金繰入金（一般財源）	13,950	財政調整基金繰入金（一財） 13,950
計	607,024	14,879	621,903			

(款) 21 諸収入

(項) 9 雑入

5 雑入	185,686	10,000	195,686	1 総務費雑入	10,000	宝くじ助成金 10,000
計	185,688	10,000	195,688			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1総務一般 管理費	693, 654	3, 500	697, 154				3, 500	12委託料	3, 500	合併記念事業 3, 500
計	1, 794, 115	3, 500	1, 797, 615				3, 500			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

2賦課徴収 費	60,204	8,802	69,006				8,802	22償還金、利子 及び割引料	8,802	町税過誤納金還付金還付加算金 8,802
計	155,591	8,802	164,393				8,802			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1保健衛生 総務費	180,965	964	181,929	481			483	12委託料	964	母子保健事業 964
2予防費	69,536	322	69,858	214			108	12委託料	322	予防接種事業費 322
計	634,740	1,286	636,026	695			591			

(款) 4 衛生費

(項) 3 健康増進対策費

1健康増進 事業費	30,724	322	31,046	58			264	12委託料	322	健康増進対策費○健康診査 322
計	30,724	322	31,046	58			264			

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

2農業総務 費	110,441	371	110,812				371	10需用費	200	農業総務臨時管理費 371
								11役務費	171	

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
計	1, 234, 706	371	1, 235, 077				371			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

3観光費	48,781	10,929	59,710			10,929		17備品購入費	10,929	観光臨時管理費 10,929
計	86,397	10,929	97,326			10,929				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2事務局費	142,354	590	142,944	590				7報償費	90	事務局臨時管理費 590
								8旅費	340	
								10需用費	40	
								13使用料及び 賃借料	120	
計	153,669	590	154,259	590						

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1学校管理費	50,366	422	50,788				422	12委託料	422	小学校共通臨時管理費 422
計	191,106	422	191,528				422			

議案第 73 号

岡山県中部環境施設組合理約の変更に関する協議について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

美咲町長 青 野 高 陽

岡山県中部環境施設組合理約の変更に関する協議について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定により、岡山県中部環境施設組合理約を別紙のとおり変更することについて、岡山県中部環境施設組合を組織する関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

岡山県中部環境施設組合の解散に伴う事務の承継の取扱いを加える規約の変更について、当該組合を組織する関係地方公共団体と協議を行うため。

岡山県中部環境施設組合理約の一部を変更する規約

岡山県中部環境施設組合理約(昭和44年岡山県指令地第291号)の一部を次のように変更する。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(解散に伴う事務の承継)

第14条 組合の解散に伴う事務の承継については、関係市町の協議によりこれを定める。

附 則

この規約は、岡山県知事の許可のあった日から施行する。

議案第 7 4 号

岡山県中部環境施設組合の解散に関する協議について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

美咲町長 青 野 高 陽

岡山県中部環境施設組合の解散に関する協議について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 8 8 条の規定により、岡山県中部環境施設組合を解散することについて、別紙のとおり岡山県中部環境施設組合を組織する関係地方公共団体と協議するため、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

岡山県中部環境施設組合のごみ処理施設の解体に伴い、共同処理する事務が消滅するため当該組合を解散することについて、当該組合を組織する関係地方公共団体と協議を行うため。

岡山県中部環境施設組合の解散に関する協議書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条の規定に基づき、岡山県中部環境施設組合の解散について、次のとおり定める。

1 解散の期日

令和8年3月31日をもって解散するものとする。

2 解散の理由

岡山県中部環境施設組合のごみ処理施設の解体に伴い、真庭市と美咲町でごみ処理施設を共同で設置し、ごみ処理事務を行うこととした当該組合の設置目的が消滅するため。

令和 年 月 日

真庭市長 太 田 昇

美咲町長 青 野 高 陽

議案第 75 号

岡山県中部環境施設組合の財産処分に関する協議について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

美咲町長 青 野 高 陽

岡山県中部環境施設組合の財産処分に関する協議について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 289 条の規定により、岡山県中部環境施設組合の財産を処分することについて、別紙のとおり岡山県中部環境施設組合を組織する関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

岡山県中部環境施設組合の解散に伴い、当該組合の財産を処分することについて、当該組合を組織する関係地方公共団体と協議を行うため。

岡山県中部環境施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定に基づき、岡山県中部環境施設組合の解散に伴う財産処分について、次のとおり定める。

- 1 組合の所有する別表に掲げる財産は、同表に掲げる関係市町に無償で譲渡する。
- 2 組合が所有する施設解体等基金については、最終処分場の改修及び浸出水処理棟の解体に要する経費として真庭市が受領する。
- 3 上記財産のほか、処分すべき財産があるとき、又は財産処分に関して疑義が生じた場合は、関係市町協議の上、決定する。

令和 年 月 日

真庭市長 太 田 昇

美咲町長 青 野 高 陽

別表

(1) 土地

用途	所在地	地目	地積(m ²)	譲渡先
コスモスクリー ンセンター用地	真庭市宮地 303-3	畑	9.74	真庭市
	真庭市宮地 303-4	畑	12.00	真庭市
	真庭市宮地 338-2	田	103.00	真庭市
	真庭市宮地 339-2	田	50.00	真庭市
	真庭市宮地 342-2	宅地	15.34	真庭市
	真庭市宮地 347-2	宅地	19.33	真庭市
	真庭市宮地 363-3	雑種地	4.08	真庭市
	真庭市宮地 364-6	畑	11.00	真庭市
	真庭市宮地 364-7	用悪水路	0.63	真庭市
	真庭市宮地 378-3	畑	2.02	真庭市
	真庭市宮地 379-3	畑	5.48	真庭市
	真庭市宮地 413-4	保安林	8.15	真庭市
	真庭市宮地 415-3	畑	47.00	真庭市
	真庭市宮地 417-2	山林	59.00	真庭市
	真庭市宮地 418-2	山林	46.00	真庭市
	真庭市宮地 419-2	山林	62.00	真庭市
	真庭市宮地 630-3	山林	2099.00	真庭市
	真庭市宮地 631-3	山林	2618.00	真庭市
	真庭市宮地 632-4	山林	265.00	真庭市
	真庭市宮地 807-3	山林	467.00	真庭市
	真庭市宮地 812	田	571.00	真庭市
	真庭市宮地 813-2	用悪水路	5.20	真庭市
	真庭市宮地 813-3	原野	1087.00	真庭市
	真庭市宮地 814-3	用悪水路	11.00	真庭市
	真庭市宮地 816-2	山林	375.00	真庭市
	真庭市宮地 917-2	用悪水路	37.00	真庭市
	真庭市宮地 920-1	田	741.00	真庭市
	真庭市宮地 921-1	田	236.00	真庭市
	真庭市宮地 922-1	田	545.00	真庭市
	真庭市宮地 922-2	田	388.00	真庭市
	真庭市宮地 922-3	田	424.00	真庭市
	真庭市宮地 923-2	用悪水路	108.00	真庭市
多和福祉センタ ー用地	真庭市上中津井 1495-1	宅地	233.00	真庭市
	真庭市上中津井 1496-1	宅地	314.03	真庭市

	真庭市上中津井 1496-2	田	541.00	真庭市
	真庭市上中津井 1497-1	田	532.00	真庭市
	真庭市上中津井 1497-2	田	469.00	真庭市
旦土一時置き場 用地	真庭市旦土 19-1	雑種地	533.00	真庭市
	真庭市旦土 20	雑種地	683.00	真庭市
落合町・北房町 清掃組合跡地	真庭市向津矢 844-4	山林	221.00	真庭市
	真庭市向津矢 845-1	山林	665.00	真庭市
最終処分場用地	美咲町江与味 3307-3	原野	369.00	美咲町
	美咲町江与味 3319	原野	463.00	美咲町
	美咲町江与味 3322-2	原野	188.00	美咲町
	美咲町江与味 3330-5	原野	238.00	美咲町
	美咲町江与味 3335-2	原野	302.00	美咲町
	美咲町江与味 3336	公衆用道路	560.00	美咲町
	美咲町江与味 3337	山林	567.00	美咲町
	美咲町江与味 3338-3	山林	448.00	美咲町
	美咲町江与味 3338-4	保安林	303.00	美咲町
	美咲町江与味 3341-2	山林	48.00	美咲町
	美咲町江与味 3341-4	山林	62.00	美咲町
	美咲町江与味 3342	公衆用道路	1306.00	美咲町
	美咲町江与味 3343	山林	368.00	美咲町
	美咲町江与味 3344	山林	1872.00	美咲町
	美咲町江与味 3346	山林	856.00	美咲町
	美咲町江与味 3348	雑種地	544.00	美咲町
	美咲町江与味 3349	公衆用道路	435.00	美咲町
	美咲町江与味 3350-1	公衆用道路	546.00	美咲町
	美咲町江与味 3353-1	山林	16182.00	美咲町
	美咲町江与味 3353-2	保安林	3831.00	美咲町
	美咲町江与味 3353-3	山林	2887.00	美咲町
	美咲町江与味 3353-4	山林	2763.00	美咲町
	美咲町江与味 3353-6	山林	3724.00	美咲町
	美咲町江与味 3353-13	保安林	288.00	美咲町
	美咲町江与味 3353-14	保安林	563.00	美咲町
	美咲町江与味 3353-15	保安林	1151.00	美咲町
	美咲町江与味 3353-16	山林	2233.00	美咲町
	美咲町江与味 3353-17	山林	12571.00	美咲町
	美咲町江与味 3353-18	山林	669.00	美咲町
	美咲町江与味 3353-24	山林	263.00	美咲町

ほたる会館(旧 大山公民館)用 地	美咲町江与味 3680-1	宅地	138.84	美咲町
	美咲町江与味 3681	宅地	196.00	美咲町
	美咲町江与味 3682-2	雑種地	69.00	美咲町
	美咲町江与味 3682-3	宅地	415.51	美咲町
	美咲町江与味 3683-3	宅地	20.28	美咲町

(2) 建物

建物の名称	構造	延床面積(m ²)	譲渡先
コスモスクリーンセンター管理棟	鉄骨造	467.77	真庭市
コスモスクリーンセンター工場棟	鉄骨造	2438.70	真庭市
コスモスクリーンセンター車庫	鉄骨造	118.19	真庭市
多和福祉センター	木造	167.27	真庭市
最終処分場浸出水処理棟	鉄骨造	381.66	美咲町

(3) 物品

種別	資産名称	数量	譲渡先
車両	スズキ スイフト(岡山 501 め 732)	1 台	真庭市
車両	スズキ アルト(岡山 580 さ 7004)	1 台	真庭市
車両	スズキ キャリー(岡山 480 て 6388)	1 台	真庭市
車両	いすゞ 4 t ダンプ(岡山 100 す 1929)	1 台	真庭市
車両	日野 3 t ダンプ(岡山 100 す 6301)	1 台	真庭市
車両	フォークリフト	3 台	真庭市
車両	ショベルローダー	1 台	真庭市
車両	ホイールローダー	1 台	真庭市
その他	上記以外の最終処分場に付帯する物品	一式	美咲町
その他	上記以外の物品	一式	真庭市

議案第 7 6 号

美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

美咲町長 青 野 高 陽

美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱について

下記の者を美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員に委嘱したいから、美咲町情報公開条例（平成 1 7 年美咲町条例第 1 4 号）第 2 3 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 美咲町原田 1 4 7 4 番地 2

氏 名 池 上 佳 苗
昭和 3 3 年 9 月 2 9 日生

提案理由

美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員の任期が満了に伴い、新たに委員を選任するため。

履 歴 書

住 所 美咲町原田 1 4 7 4 番地 2

氏 名 いけ がみ か なえ
池 上 佳 苗

生 年 月 日 昭和 3 3 年 9 月 2 9 日

学 歴

昭和 5 4 年 3 月 岡山県立短期大学卒業

経 歴

昭和 5 6 年 4 月 和気町立本荘小学校勤務
平成 3 0 年 3 月 津山市立中正小学校退職
令和 3 年 6 月 美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員
現在に至る

議案第 77 号

美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

美咲町長 青 野 高 陽

美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱について

下記の者を美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員に委嘱したいから、美咲町情報公開条例（平成 17 年美咲町条例第 14 号）第 23 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 美咲町原田 1917 番地 2

氏 名 延 原 健
昭和 61 年 1 月 12 日生

提案理由

美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員の任期が満了に伴い、新たに委員を選任するため。

履 歴 書

住 所 美咲町原田 1 9 1 7 番地 2

氏 名 のぶ延 はら原 けん健

生 年 月 日 昭和 6 1 年 1 月 1 2 日

学 歴

平成 2 0 年 3 月 滋賀大学卒業

経 歴

平成 2 5 年 3 月 延原司法書士事務所開所
現在に至る

議案第 78 号

美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

美咲町長 青 野 高 陽

美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱について

下記の者を美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員に委嘱したいから、美咲町情報公開条例（平成 17 年美咲町条例第 14 号）第 23 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 美咲町北 1197 番地

氏 名 森 岡 洋 省
昭和 27 年 1 月 15 日生

提案理由

美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員の任期が満了に伴い、新たに委員を選任するため。

履 歴 書

住 所 美咲町北 1 1 9 7 番地

氏 名 もり 森 おか 岡 ひろ 洋 み 省

生 年 月 日 昭和 2 7 年 1 月 1 5 日

学 歴

昭和 4 9 年 3 月 名古屋商科大学卒業

経 歴

昭和 4 9 年	4 月	福山通運株式会社就職
昭和 5 0 年	3 月	福山通運株式会社退職
昭和 5 1 年	4 月	中央観光株式会社就職
昭和 5 5 年	3 月	中央観光株式会社退職
平成 元 年	4 月	中国電力株式会社就職
平成 2 8 年	3 月	中国電力株式会社退職
平成 1 7 年	4 月	美咲町水道検針員
令和 3 年	6 月	美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員
		現在に至る

議案第 79 号

美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

美咲町長 青 野 高 陽

美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱について

下記の者を美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員に委嘱したいから、美咲町情報公開条例（平成 17 年美咲町条例第 14 号）第 23 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 美咲町藤田上 498 番地

氏 名 寒 竹 美 穂
昭和 40 年 4 月 18 日生

提案理由

美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員の任期が満了に伴い、新たに委員を選任するため。

履 歴 書

住 所 美咲町藤田上498番地

氏 名 かん寒 ちく竹 み美 ほ穂

生 年 月 日 昭和40年4月18日

学 歴

昭和63年 3月 京都大学卒業

経 歴

昭和63年 4月 旭化成工業株式会社就職
 平成 4年 9月 旭化成工業株式会社退職
 平成21年 5月 美咲町教育委員会委員
 令和 3年 6月 美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員
 現在に至る

議案第 80 号

美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

美咲町長 青 野 高 陽

美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱について

下記の者を美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員に委嘱したいから、美咲町情報公開条例（平成 17 年美咲町条例第 14 号）第 23 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 岡山市北区富田町二丁目 13 番 15 号

氏 名 岡 原 洋 介
昭和 57 年 7 月 13 日生

提案理由

美咲町情報公開・個人情報保護審議会委員の任期が満了に伴い、新たに委員を選任するため。

履 歴 書

住 所 岡山市北区富田町二丁目 1 3 番 1 5 号

氏 名 おか岡 はら原 よう洋 すけ介

生 年 月 日 昭和 5 7 年 7 月 1 3 日

学 歴

平成 2 1 年 3 月 法政大学法科大学院卒業

経 歴

平成 2 4 年 1 2 月 横野崇司法律事務所所属
令和 4 年 3 月 横野崇司法律事務所退所
令和 4 年 4 月 岡原法律事務所開所
現在に至る

報告第 1 号

令和 6 年度美咲町一般会計予算繰越明許費繰越報告について

令和 7 年 6 月 2 日

美咲町長 青 野 高 陽

令和 6 年度美咲町一般会計予算繰越明許費繰越報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、
令和 6 年度美咲町繰越明許費繰越計算書を報告する。

令和6年度 美咲町繰越明許費繰越計算書（一般会計）

（単位：千円）

款	項	事業名	予算額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入特 定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 整 備 事 業	1,167,610	1,164,439			811,100		353,339
2 総務費	1 総務管理費	公 共 施 設 集 約 化 事 業	491,336	417,665			389,900		27,765
2 総務費	1 総務管理費	多 世 代 交 流 拠 点 関 連 施 設 集 約 化 事 業	767,029	749,428			677,700		71,728
2 総務費	1 総務管理費	多 世 代 交 流 拠 点 整 備 事 業	2,112,326	248,588			139,500		109,088
2 総務費	1 総務管理費	旭 地 域 多 世 代 交 流 拠 点 整 備 事 業	392,470	96,563			2,000		94,563
3 民生費	1 社会福祉費	三 保 公 民 館 整 備 事 業	273,299	66,675			33,200		33,475
3 民生費	1 社会福祉費	西 幸 公 民 会 館 整 備 事 業	226,601	78,085		3,607	62,100		12,378
3 民生費	1 社会福祉費	価 格 高 騰 重 点 支 援 給 付 事 業 （ 非 税 世 帯 ）	61,620	9,190		9,190			
3 民生費	1 社会福祉費	価 格 高 騰 重 点 支 援 給 付 事 業 （ こ ど も 加 算 ）	3,200	380		380			
3 民生費	1 社会福祉費	価 格 高 騰 重 点 支 援 給 付 事 業 （ 推 奨 事 業 分 ）	6,925	2,795		2,795			
4 衛生費	1 保健衛生費	出 産 ・ 子 育 て 応 援 交 付 金 事 業	526	526		526			
6 農林水産業費	1 農業費	自 然 災 害 防 止 事 業 （ 農 業 施 設 ）	162,457	150,237		95,858	54,300		79
8 土木費	2 道路橋りょう費	狹 あ い 道 路 整 備 促 進 事 業	16,680	10,527		5,120	5,400		7

令和6年度 美咲町繰越明許費繰越計算書（一般会計）

（単位：千円）

款	項	事業名	予算額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入特 定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	2 道路橋りょう費	防 災 ・ 安 全 交 付 金 事 業 （ 過 疎 ）	85,666	51,755		35,000	16,700		55
8 土木費	2 道路橋りょう費	自 然 災 害 防 止 事 業 （ 道 路 防 災 ）	24,880	1,210			1,200		10
8 土木費	3 河川費	自 然 災 害 防 止 事 業 （ 河 川 ）	74,234	19,961			19,900		61
10 教育費	4 義務教育学校費	柵 原 学 園 関 連 施 設 集 約 化 事 業	583,873	525,622			496,500		29,122
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	現 年 災 害 復 旧 事 業 （ 農 地 ・ 補 助 ）	27,575	20,985		16,082		1,049	3,854
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	現 年 災 害 復 旧 事 業 （ 農 業 用 施 設 ・ 補 助 ）	10,600	8,490		7,090			1,400
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	現 年 災 害 復 旧 事 業 （ 公 共 ・ 補 助 ）	36,664	27,455		17,651	9,800		4
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	現 年 災 害 復 旧 事 業 （ 公 共 ・ 単 独 ）	29,844	15,144			14,900		244
合 計			6,555,415	3,665,720		193,299	2,734,200	1,049	737,172

報告第 2 号

令和 6 年度美咲町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和 7 年 6 月 2 日

美咲町長 青 野 高 陽

令和 6 年度美咲町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 1 項の規定により繰り越したので、同条第 3 項の規定により報告する。

別紙

令和 6 年度美咲町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額											(単位 円)
款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不要額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						企業債	国庫補助金	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	特定環境保全公共下水道事業 柵原浄化センター膜分離槽内機器取替工 事	18,000,000	0	18,000,000	9,000,000	9,000,000	0	0	0	入札不調に伴う実施設計変更によ り、不測の日数を要したため。
1 資本的支出	1 建設改良費	津山広域下水道事業施設建設負担金	5,894,000	0	5,894,000	5,800,000	0	94,000	0	0	津山広域下水道事業協議会の建設 負担金の請求額が決算までに確定 しないため。

報告第 3 号

令和 6 年度非強制徴収債権に係る債権放棄の報告について

令和 7 年 6 月 2 日

美咲町長 青 野 高 陽

令和 6 年度非強制徴収債権に係る債権放棄の報告について

美咲町債権管理条例（平成 2 9 年美咲町条例第 3 0 号）第 1 4 条の規定により、非強制徴収債権を放棄したので、同条例第 1 5 条の規定により報告する。

別紙

令和6年度 非強制徴収債権に係る債権放棄報告書

債権の種類	調定年度	債務者番号	金額(円)	放棄の事由	放棄年月日
水道使用料	平成27年度	①	5,250	第14条第1号 (生活困窮)	令和7年3月31日
水道使用料	令和4年度	②	6,600	第14条第7号 (所在不明)	令和7年3月31日
計		2者	11,850		